

## 平成31年度入札契約制度の改正について（追加）

平成31年2月21日

### WTO対象工事における低入札価格調査制度の見直し

WTO（特定調達契約）対象工事（平成30年度現在 許容価格22億9千万円以上）については、現在低入札価格調査制度を導入し、ダンピング受注防止に取り組んでいるところですが、更に取り組を強化するため、低入札価格調査基準価格未満で入札した場合、以下のとおり、新たに数値的失格基準を設けます。

#### ○数値的失格基準

低入札価格調査基準価格未満で入札し、下記の①～④の数値を1つでも下回った場合は失格とします。

- ①直接工事費の100分の92
- ②共通仮設費の100分の85
- ③現場管理費の100分の85
- ④一般管理費等の100分の50

#### ○実施時期

平成31年4月1日以降の入札公告から適用

#### （参考）

低入札価格調査基準価格

- ①直接工事費の100分の97
- ②共通仮設費の100分の90
- ③現場管理費の100分の90
- ④一般管理費等の100分の55

※上記の①～④の合計額とする。ただし、その額が税抜き設計金額の75%未満の場合は、税抜き設計金額に75%を乗じて得た額、税抜き設計金額の90%以上の場合は、税抜き設計金額に90%を乗じて得た額とする。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195

FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp